

平戸市農業委員会第10回総会議事録

■開催日時：令和3年1月27日（水）9時30分～10時50分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中18人出席 欠席委員：8番

※委員名簿は議事録末に添付

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 橋口総務農地班長 山本主任主事 大石主任主事

■関係課 村瀬農林課主任主事

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第56号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第57号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第58号 非農地通知申出について

議案第59号 第10回農用地利用集積計画（案）について

議案第60号 第6回農用地利用配分計画（案）に対する意見について

報告第26号 農地法第5条第1項第8条の規定による転用届について

報告第27号 農地改良届出について

報告第28号 使用貸借解約通知書について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和2年度平戸市農業委員会第10回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、丸田会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、おはようございます。本日は第10回総会を開催したところご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>令和3年初の総会ではありますが、以前、コロナ感染拡大が続いており、新年会等も開けない状態にあります。平戸市においても1月6日に陽性者が出てから、ある施設ではクラスターが発生するなど勢いは衰えない状態です。委員の皆様も充分注意をしていただきたいと思います。</p> <p>本日は、議案が6件、報告が3件となっております。最後までご審議いただけるようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、8番委員から欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして丸田会長をお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程第3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に4番、5番委員、書記に事務局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>
会長	<p><b>■日程第4 会務報告</b></p> <p>次に日程第4、1月の会務報告及び2月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>

事務局	<p>それでは1月の主な会務報告をいたします。(1月会務報告を報告) 次に2月の行事予定を申し上げます。(2月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは次回、2月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。 次回総会を2月26日(金曜日)午後1時30分とし、場所は、平戸市役所において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を2月26日(金曜日)午後1時30分とし、場所は、平戸市役所において行うことといたします。</p> <p>次に日程5.議事にはいります。</p>
	<p><b>■日程第5 議事</b> 《議案55号 農地法第3条の規定による許可申請について》 それでは、「議案第55号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 2-1ページをお願いします 整理番号1番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、大石脇町字熊黒、地目は田で、地積1,606㎡、外2筆、計3,672㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、1,109㎡、所有権移転した後の面積4,781㎡になり、獅子地区の下限面積40アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。 つづきまして、整理番号2番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、朶の原町字鬼木原、地目は畑で、地積803㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、51,785㎡、所有権移転した後の面積52,588㎡になり、地区の下限面積50アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。 つづきまして、整理番号3番 譲渡人、譲受人については記載のとおり。 申請農地ですが、生月町壱部字西奈良多、地目は田で、地積283㎡、自作で、譲受人の現在の耕作面積、8,952.38㎡、所有権移転した後の面積9,235.38㎡になり、生月地区の下限面積30アールをクリアしています。事由としては、農業経営規模拡大のため所有権移転を売買で行ないます。</p>

事務局	<p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 発言のある方は挙手をお願いします。 「質疑なし」</p>
委員長	<p>それでは、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 55 号について、原案のとおり許可することでご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 55 号について原案のとおり許可すること で決定することで決定いたします。</p>
事務局	<p>《議案 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について》 次に、「議案第 56 号 農地法第 4 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 3 - 1 ページをお願いします。 整理番号 1 番 申請者については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町山内 免字馬場崎、地目は畑で、461 m<sup>2</sup>、用途は駐車場用地、農地種別は第 2 種、事由としましては、駐車場建設のため。 被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。ま た、周囲に耕作している農地はなく、日照、通風による周辺農地へ の影響はないものと思われます。 つづきまして整理番号 2 番 申請者については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町山内 免字鬼木、地目は畑で、1,244 m<sup>2</sup>、用途は共同住宅用地、農地種別は 第 2 種、事由としましては、共同住宅、アパート建設のため。 被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流。ま た、周囲に耕作している農地はありますが、日照、通風による周辺 農地への影響はないものと思われます。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いま す。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、ここで関係委員の補足説明をお 願います。</p>

12番委員	<p>議案 56 号、整理番号 1 番及び 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 1 月 15 日午後 3 時 20 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>まず、整理番号 1 番の件ですが、申請人は、申請地の近くに居住しておりますが、自宅そばに駐車場を確保できないことから、今回、申請地に駐車場の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、従前は耕作を行なっている農地でしたが、近年は耕作されておらず、保全管理された農地でありました。</p> <p>雨水については、自然流下及び水路への放流としており、汚水等の発生はありません。なお、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>次に、整理番号 2 番の件ですが、申請人は現在、農業を営んでいますが、今回、申請地にアパート建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、分筆しておりアパートを建築する計画のため現在、保全管理されており、残地については、耕作されている農地でした。雨水については、自然流下及び道路側溝への放流としており、汚水等については、合併浄化槽を設置し処理後、道路側溝へ放流するとのことでした。また、2 階建の建物ではありますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 56 号について、原案のとおり許可することで、みなさんご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 56 号を原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 57 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</p> <p>次に、議案第 57 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 4-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、鏡川町字薄香越、地目は畑で、594 m<sup>2</sup>、用途は一般住宅用地、農地種別は第 3 種、事由としましては、住宅建設のため、契約については所有権移転を売買で行ないます。</p>

事務局	<p>被害防除計画ですが、雨水については自然流下及び水路放流、汚水、生活雑排水等については、合併浄化槽を設置し、排水については、道路側溝へ放流します。また、周囲に小規模な農地はありますが、日照、通風による周辺農地への影響はないものと思われま</p> <p>つづきまして、整理番号2番</p> <p>譲渡人、譲受人については、記載のとおり、申請農地ですが、田平町小手田免字霄ノ祭、地目は畑で、1,189 m<sup>2</sup>、用途は建売住宅用地、農地種別は第2種、事由としましては、建売住宅建設のため、契約については所有権を売買で行ないます。備考に記載しておりますが、建売住宅3棟建築し販売する案件になります。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
3番委員	<p>議案57号、整理番号1番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年1月15日午後2時頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は市内に居住している方で、平戸市内に住居の建設を計画しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作されておりませんが、いのしし対策のため、保全管理されている農地でした。</p> <p>雨水については、自然流下及び道路側溝への放流としており、汚水等については、合併浄化槽を設置し処理後、道路側溝へ放流することでした。また、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
12番委員	<p>議案57号、整理番号2番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和3年1月15日午後3時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請人は松浦市内で不動産会社を営んでいる業者で、今回、平戸市内に建売住宅の建設販売計画を立てているため、土地を探しているとのことでありました。</p> <p>申請地は、現在、耕作は行なわれておらず自己保全管理している農地でありました。</p> <p>申請地に建売住宅3棟を建設することであり、雨水については、自然流下及び水路放流としており、汚水等についても合併浄化槽を設置し放流する計画でありました。</p> <p>なお、申請地周辺の農地は、現在、耕作されていますが、日照、通風等により周辺の農地に影響を及ぼす支障はないように見受けられましたので、問題はないかと思われま</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>

<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 57 号について、原案のとおり許可することで、みなさんご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 57 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 58 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 58 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 5 - 1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、大野町字大野川（おおのかわ）、地目は畑で、地積 198 m<sup>2</sup>、外 2 筆、計 928 m<sup>2</sup>、現況としましては、原野化している状態でした。</p> <p>つづきまして、整理番号 2 番</p> <p>申出人は記載のとおり、申出を受けた土地について、田平町田代免字大山口、地目は畑で、地積 420 m<sup>2</sup>、外 2 筆、計 6,638 m<sup>2</sup>、現況としましては、山林原野化している状態でした。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>2 番委員</p>	<p>議案 58 号整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 1 月 15 日午後 1 時 30 分頃から、北部地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、周囲を宅地及び山林などに囲まれており、従前は、ビニールハウス内で耕作を行っていたようですが、写真で見ていただいたとおり、雑木などが茂り、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくをお願いします。</p>

6 番委員	<p>議案 58 号整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 1 月 15 日午後 2 時 30 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は広域農道から入り込んだ所にある農地でしたが、所有者の父が亡くなって以降、耕作されていない農地でした。写真で見ていただいたとおり、雑木なども生えており、耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
会長	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p>
4 番委員	<p>2 番の件について、場所は耕作に適した農地で、土地改良をすれば十分活用ができるものと思われる。簡単に非農地化するのではなく、土地改良を推進すべきではないか。場合によっては、負担金がない土地改良もあるのではないか。</p>
事務局	<p>今回は、申請があったことで受付し、総会に諮った。事務局としては申請があれば、受け付けざるを得ず、総会での判断を仰ぐことになる。総会で判断をしてもらいたい。</p>
会長	<p>しばらく休憩し、担当地区での協議をお願いします。</p> <p>(休憩 担当地区委員で検討)</p> <p>(再開)</p>
田平地区委員	<p>今回保留をし、申請人及び地元で話をし、どうするかの判断を試みることにしたい。</p> <p>2 番案件については、今回保留とする。</p>
会長	<p>他にありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 58 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 58 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第 59 号 第 10 回農用地利用集積計画(案)について》</p> <p>次に、議案第 59 号「第 10 回農用地利用集積計画(案)」について、</p>



<p>会長</p>	<p>議事参与の関係がありますので、議事参与以外の分から説明をお願いします。</p> <p>議案中、10番・11番及び22番を除いた分について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号1番から9番までについて説明いたします。</p> <p>議案の説明は6ページになります。6-1ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号1番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、木引町字迎、現況地目「田」、面積2,199㎡ 外1筆 計2,267㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号2番から9番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規8件 筆数 17筆 面積 16,089㎡</p> <p>再設定1件 筆数2筆 面積 2,267㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書6-4ページ下段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構による使用賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号12番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大石脇町字西ノ原、現況地目「田」、面積2,019㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 再設定6件 筆数17筆 面積 26,231㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書6-5ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号18番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、山中町字城ノ元、現況地目「田」、面積559㎡ 外3筆 計4,730㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号19番についてはご一読をお願いします。</p> <p>合計 新規2件 筆数7筆 面積 6,112㎡となっています。</p> <p>つづきまして、議案書6-5-2ページをお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>整理番号20番。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大島村西宇戸字清水、現況地目「田」、面</p>

	<p>積 3,358 m<sup>2</sup> 外 7 筆 計 13,148 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。  整理番号 21 番についてはご一読をお願いします。  合計 新規 2 件 筆数 9 筆 面積 14,145 m<sup>2</sup>となっています。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。  (質疑なし)</p>
	<p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。  議案第 59 号中、10 番・11 番及び 22 番を除いた分について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 59 号中、10 番・11 番及び 22 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。  次に同議案中 10 番・11 番を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「11 番 青崎 日出男」委員の退席を求めます。  「青崎委員退席」</p> <p>それでは、同議案中 10 番・11 番について事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>整理番号 10 番・11 番について説明いたします。  議案の説明は 6-2 ページになります。  利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。  整理番号 10 番。  利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。  利用権を設定する土地、神ノ川町字神ノ川、現況地目「田」、面積 1,375 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 4,163 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。  整理番号 11 番についてはご一読をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。  (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので質疑を終結し採決に入ります。  同議案中、10 番・11 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし」
会長	<p>異議なしと認め、同議案中、10番・11番について、原案のとおり決定いたします。それでは、「11番 青崎 日出男」委員の入場を求めます。</p> <p>「青崎委員入場」</p> <p>次に同議案中 22番を議題とします。この案件につきましては、総会会議規則第19条「議事参与の制限」規定に基づき、農業委員「1番 蜜山 隆満」委員の退席を求めます。</p> <p>「蜜山委員退席」</p> <p>それでは、同議案中 22番について事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>整理番号 22番について説明いたします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃借権を設定した土地の貸借になります。</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、生月町南免字鶴田、現況地目「田」、面積 50㎡ 外 1筆 計 1,403㎡、設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>農地バンクを通じた賃借権の設定全体では、合計 新規 3件 筆数 11筆 面積 15,548㎡となっています。</p> <p>集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
会長	<p>事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>「質疑なし」</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>同議案中 22番について原案のとおり許可することで決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし」
会長	<p>異議なしと認め、同議案中 22番について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、「1番 蜜山 隆満」委員の入場を求めます。</p> <p>「蜜山委員入場」</p>

<p>会長</p>	<p>《議案第 60 号 第 6 回農用地利用配分計画（案）に対する意見について》</p> <p>次に、議案第 60 号「第 6 回農用地利用配分計画(案)に対する意見」について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 7-1 ページをお願いします。</p> <p>設定する利用権の種類については、農地中間管理事業にかかる賃借権になります。</p> <p>整理番号 1 番。貸付人及び借受人については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、大石脇町字西ノ原、現況地目「田」、面積 2019 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 2 番から 7-2 ページ 8 番についてはご一読をお願いします。合計、新規 2 件 8 筆 面積 7,921 m<sup>2</sup> 再設定 6 件 17 筆 面積 26,231 m<sup>2</sup>となります。 合計 8 件 25 筆 34,152 m<sup>2</sup>となります。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を集結し採決に入ります。</p> <p>議案第 60 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 60 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 条の規定による転用届について》</p> <p>次に「報告第 26 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 条の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 8-1 ページをお願いします。</p> <p>修正をお願いします。</p> <p>契約内容について、3 件ともに使用貸借権としておりますが、昨日、転用者に確認を行なったところ、賃貸借とのことでありましたが、誠に申し訳ありませんが、使用貸借権を賃貸借権に修正をお願いします。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、野子町字新田、地目は田で、611 m<sup>2</sup>のうち 4 m<sup>2</sup>、用途としては、無線基地局、農地種別は第 2 種、事由としては、携帯電話基地局建設のため。契約については賃貸借権で行ないます。</p>

	<p>この案件は、農地転用不要案件になります。認定電気通信事業者が、有線電気通信のため線路、空中線系や中継施設を建設する場合、農地転用許可は不要のため、許可不要案件として届出を提出して頂いた案件になります。</p> <p>整理番号 2 番から 3 番についてはご一読ください。 (スライド説明)</p> <p>以上、報告します。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し報告第 26 号を終わります。</p> <p><b>《報告第 27 号 農地改良届について》</b></p> <p>次に、「報告第 27 号 農地改良届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 9-1 ページをお願いします 整理番号 1 番 届出人については記載のとおり。 農地改良を行なう農地ですが、大石脇町字西ノ原、地目は田で、343 m<sup>2</sup>、外 1 筆、計 1,116 m<sup>2</sup>、農地改良の内容は、耕作の利便性を図るため、農地のかさ上げを行ない 1 枚の圃場とするものです。 (スライド説明)</p> <p>以上、報告します</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し報告第 27 号を終わります。</p> <p><b>《報告第 28 号 使用貸借解約通知書について》</b></p> <p>次に、「報告第 28 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案の説明は 10 ページになります。10-1 ページをお願いします。</p> <p>整理番号 1 番 貸人、借人は記載の通りです。 貸借農地、山中町字城ノ元、現況地目「田」面積 559 m<sup>2</sup> 外 3 筆計 4,730 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄の通りです。 なお解約理由は貸借人の変更するため解約するものです。</p>

<p>会長</p>	<p>報告第 28 号の説明は以上です。</p> <p>ただいま、事務局からの報告説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 28 号を終わります。</p> <p><b>■日程第 6 閉会</b></p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、平戸市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p> <p>閉会時刻：11 時 00 分</p> <p>議長 _____ 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>4 番委員 _____ 印</p> <p>5 番委員 _____ 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
平戸北部	19	丸 田 保
	2	岡 村 勝 彦
	17	福 田 延 之
	3	阿 部 榮
	10	梶 屋 可 恵
平戸中部	5	本 山 勝 茂
	18	永 田 守
	9	前 川 一 夫
平戸南部	16	大 山 光 敏
	11	青 崎 日 出 男
	13	山 下 忠 平
生月地区	7	谷 本 雅 嗣
	8	川 村 政 幸
	1	蜜 山 隆 満
田平地区	6	松 本 一 郎
	4	小 川 隆 友
	12	大 山 荒 助
大島地区	15	藤 沢 和 正
	14	松 山 浩 幸